

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
88	12-22(13-6) (3) 解説	全文差替え	相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、法定相続分を超える部分については、対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない(899の2 I)。本肢では、Dが登記を備えている以上、Aは自己が甲土地の単独所有者であることを主張することはできない。したがって、AはDに対し、甲土地の所有権移転登記の全部の抹消を請求することはできない。	21/2